

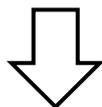
大綱策定方針（案）

策定の基本的な考え方

- ・ 大綱は、市長が総合教育会議において協議し、策定するもの。
- ・ 大綱には、「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針」を定める。
- ・ 詳細な施策を定める必要はない。

本市の場合

教育に関する事務は教育委員会が所掌している。ただし、本市においては、学校体育及び文化財保護を除き、文化及びスポーツに関する事務については市長が管理・執行するよう事務委任されている。



<どの分野まで網羅するか>

教育・文化・スポーツまで広く網羅

<どのような定め方をするか>

既存の計画（※）で教育・文化・スポーツに関する目標や基本的な方針が定められていることから、これらとの整合を図るため、基本的には既存の計画にある目標等を踏襲

※ 「総合計画 第二次基本計画」及び「市川市教育振興基本計画」
(別紙参照)

具体的事項

大綱の構成など具体的事項については、次回の総合教育会議において提示

第二次基本計画	
大分類(45)	中分類
1 保健・医療	(略)
2 子育て	
3 地域福祉	
4 障害者福祉	
5 高齢者福祉	
6 社会保障・住まい	
7 スポーツ	スポーツ環境の充実
8 子どもの教育	子どもの育成(子どもの姿)
	家庭・学校・地域の連携(家庭・学校・地域の姿)
	教育環境の整備・充実(市川の教育の姿)
9 生涯学習	生涯を通じて学び続けられる学習環境の実現
10 雇用・労働	(略)
11 消費生活	
12 人権・男女共同参	
13 平和	
14 芸術・文化	豊かな心を育む文化活動の支援
15 文化的資産	地域を彩る文化的資産の保全・活用
16 文化の創造	新たな「まちの文化」の構築
	新たな文化的資源の創出と情報発信
	多文化共生のまちづくり
17 危機管理・消防	(略)
18 治水	
19 防犯	
20 交通安全	
	⋮
44 広域行政	(略)
45 情報化	

教育振興基本計画	
基本的方向	
1	子どもの姿
2	家庭・学校・地域の姿
3	市川の教育の姿

内容一致

大綱

教育・文化・スポーツに関する目標や方針などを定める

第二次基本計画の中分類部分と教育振興基本計画の基本的方向を踏襲したものが、大綱の目標等になる。